



自治労連新聞

# ふりーじあ

全国自治団体労働組合連合

ふりーじあ 第28号

発行日：平成29年4月

自治労連教宣部発行

本部 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 北区役所B1 全連協事務所内 (03)3907-5177

## 自治労連ユース世代単組間交流会in周南市

平成28年11月26日  
山口県周南市

徳山駅〜周南市役所

平成28年11月26日(土)に全国8単組のユース世代の参加のもと交流会が開催されました。

平成20年度から中心市街地活性化施策の重点施策として整備を実施している徳島駅に集合し、御幸通りを散策しながら周南市役所に向かいました。

周南市役所では、榎部執行委員長が挨拶を行い、周南市の成り立ちや最近のプロモーションの様子(しゅうニヤン市プロジェクト)などの説明がありました。



【周南市役所前・伸びゆく徳山像】

その後、今回実施するイルミネーションの飾り付けのためのグループ分けを行い、市役所本庁舎の前庭に移動して、イルミネーションの設置方法等に関する説明がありました。



【周南市役所職員組合・榎部委員長挨拶】

イルミネーション飾り付け体験

周南市役所職員組合青年女性部は、平成14年から毎年12月23日に開催される「周南冬のツリーまつり」に合わせてイルミネーションの飾り付けを行っています。

今年度のイルミネーション飾り付けは交流会の参加者の協力をもらいながら行いました。

イルミネーションの飾り付けは、市役所前庭を3つのブロックに分けて設置をしていきましように並べていきながら、ペグでイルミネーションのワイヤーを固定しました。

参加された皆さんは、初めての経験の方が多いようでしたが、イルミネーションの色合いや見え方などを工夫しながら設置しました。

他単組同士で協力しながらの共同作業を通じて交流が図れました。周南市最大の観光施設で、昭和35年3月に開園した徳山動物園と隣接する美術博物館の見学を行いました。



【ナイアガラの滝設置の様子】

平成22年3月に50周年を迎えた本動物園は、気持ち悪い生物を世界中から集めた『ぞくぞく〜ふじぎ動物キモだめし』や、ごきぶりにスポットを置いた『ごきぶり展』を開催するなど、全国的にも特色のある取り組みをしています。

現在はまちなかのコンパクトな動物園としての魅力が発揮できるよう大規模なリニューアルを進めており、昨年リニューアル第一弾としてオープンした「るんちゃるんちゃ」という動物たちとふれあうコーナーを見学しました。

徳山動物園・周南市美術博物館



【徳山動物園での集合写真】

## イルミネーション見学・懇親会

美術博物館を見学の後、徒歩で市役所前庭まで移動し、皆で飾り付けを行ったイルミネーションの点灯式を行いました。  
少し遅れて点灯するというハプニングもありましたが、無事に点灯し「ナイアガラの滝」を背景に全員で集合写真を撮影しました。

周南市街地も同日にイルミネーションの点灯式が行われ、メイン会場である青空公園を通じて懇親会会場へ向かいました。ユース世代の皆さんと一緒に飾り付け体験をしたり、食べたり、飲んだりの1日で青年女性部一同、大変楽しい時間を過ごすことができました。ご参加いただいた皆さま、本当に有難うございました。また機会がありましたらぜひ周南市へお越し下さい。

【周南市役所職員組合青年女性部一同】



人がネコになれるまち。



【イルミネーション点灯】



思い出ふもと

イルミネーション点灯後 全体集合写真



【懇親会会場】

## 連載

# すぐに役立つ地方公務員のための法律豆知識

## 権利を主張する資格を得るために② 支出ミスにおける職員の賠償責任

法務研修講師(北九州市職員) 森幸二

職員が仕事の上でミスをし、住民や自治体に損害を生じさせることがあります。その損害についての職員の賠償責任の有無や範囲は、ミスの内容によって異なります。

今回は、比較的多い「給与担当職員が源泉所得税の支払いを忘れていたことによる延滞税の発生」を例として、支出に関する事務処理上のミスをして自治体に損害を与えた場合の職員の賠償責任について解説します。

### 〔賠償責任の基本的なしくみ〕

賠償責任は、①支払について「権限」を持つている職員(権限職員)②①を直接補佐する立場にあり、かつ、自治体の規則(賠償規則)で決められた職員にだけ発生します(自治法243条の2第1項)。法令上は、支払命令の権限を持つているのは長(自治法149条2号)であり、支払の権限を持つているのは会計管理者です(自治法170条2項1号)。しかし、判例では、ここでいう権限職員とは、長等の法令上の権限を有している者ではなく、支払等についての専決権(決裁権)を持つている課長等のことを指すとされています。賠償規則の対象となる職員は、課長補佐や係長等です。

実際にミスをした担当職員は賠償責任を負いません。ミスを恐れて萎縮し、非効率な仕事を

事ぶりにならないようにするためです。そもそも、「ミスは避けられない。誰にでもあり得る」という理解もそこにはあります。賠償命令の制度は民法の不法行為(過失責任)の特例です。ミスをした担当職員は、賠償責任を免除されるのではなく、賠償責任自体が発生しないのです。

なお、担当職員が故意に自治体に損害を発生させた場合は、もはや、職務上の行為であるとは評価できないので、この賠償命令制度の対象とならず、賠償責任を負います(民法709条)。

賠償規則が制定されている例はあまりありません。よって、大半の自治体では、監督責任を限度として課長等の専決者だけが職員支出上の事務処理ミスにおける賠償責任を負います。

### 〔賠償額の決定方法〕

課長等の賠償額は、その監督責任によって決定されます。賠償責任を負わない者(実際にミスをした職員、賠償規則がない場合の係長等)の責任分は課長等には加算されません。

例えば、延滞税が200万円発生したとして、ミスをした職員の過失が50%、係長の監督責任が25%、課長の監督責任の割合が25%だとすると、課長が50万円を賠償し、残りの

150万円については誰も賠償責任を負いません。

さらに、裁判例では、課長等の監督責任も容易には認められておらず、結局、どの職員も賠償責任を負わなかった例も少なくありません。雇用主たる自治体が権限職員に提供した部下の数、能力、意思決定過程などの諸環境(の不備)も考慮されるからでしょう。

賠償の方法は、請求ではなく長の行政処分です。賠償義務を一方当事者(被害者である自治体)の意思だけで発生させるという極めて特別なしくみです。ここが民間との違いです。趣旨は、ここまで説明してきた賠償責任の限定を見返りとした早期の賠償の完成です。

### 〔賠償における現状と課題〕

民間企業においては、「従業員は賠償責任を負わない」という制度はありません。しかし、裁判例では従業員への賠償命令は、ほとんど認められていません。従業員の働きで利益を得ておきながらミスによる損害は賠償させる、というのではまるで「ブラック企業」だからです。

仕事の上でミスを防ぐことは、私たち自治体職員がもっとも留意しなければならぬ事柄です。しかし、ミスをしない職員に根拠のない賠償を強要することが正当化される理由はありません。

# 第14回 ユース部全国代表者会議開催（名古屋市）

平成29年2月4日（土）から5日（日）にかけて、愛知県名古屋市において、全国の加盟単組から21名が参加のもと「第14回ユース部全国代表者会議」を開催しました。

## 愛知県新城市の取り組み「若者政策」



【新城市役所の方々】

今回は、愛知県新城市役所の方々を講師にお招きして、新城市が取り組む若者政策について勉強させていただきました。

新城市は近年の情勢から消滅可能都市になることが予想され、現状を打開するために市独自の政策として若者世代の様々な声を反映させるための取り組みを始めました。単に若者の意見やアイデアを聞くだけでなく、しっかりと政策につなげていくために「若者議会」と銘打ち、制度の条例化や議場を使つての提言などを行うよう環境を整備されました。

平成27年度からスタートしたこの事業は、高校生以上の若者世代が参画し、様々な調査や議論を重ねて年度後半に市長へ政策を提言しました。その提言内容に沿っていくつかの事業は予算化され、平成28年度に実施（実現）されております。

このような取組みは全国的にも珍しく、ぜひ私たち自治労連のユース世代にも今後の業務に活かせるようにと考え、今回の内容を企画するに至りました。

## 今以上に戦力となる

### 職員を目指して

研修の大半は新城市の皆様の説明を聞いて学ぶかたちでしたが、後半には小グループに分かれての意見交換も行いましたので、新城市の取組への理解も深まり、また自分の自治体ならどうするかといった視点も持つことができたと思えます。

参加者のほとんどは政策的な事業を行う部署ではない方であり、今後政策的な部署へ配属されたときや今後地元におけるリーダーとして活躍してもらうために今回の研修内容が活かされることを期待しております。



## ユース代表者会議に参加して

### 周南市役所職員組合

柳井 沙織

新城市の方から若者議会の話を聞き、若者が活躍できる場を市の政策としてされていることも面白いと思うが、若者たちが若者議会の一員としてかかわっていくことで、普通に過ごしていたら出会えないような人に出会えること、同じような思いを抱いている人の存在に気付けること、そして、若者一人ひとりが成長できることが、面白いと思った。

今回の研修会で、いろいろな立場の人、同世代で頑張っている人たちと話をすることができた。他の市町の取り組みを知り、いろいろな思いをもつて組合活動をしている人たちの思いを聞くことができ、周南市役所職員組合の若手に、もっと幅広い視野をもつていろいろな人とかかわってほしいという思いを抱くようになった。

私自身、組合に入っていなかったら、この研修会に参加していなかったら、出会えていなかったかもしれない人たちとのつながりができたので、また可能な限り、研修会に参加していきたいと思う。

### 西都市役所職員組合

楠瀬 涼太

初めまして、西都市役所職員組合の楠瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

さて、私は今年2月に名古屋で開催されたユース代表者会議に、出席させていただきました。

ユース代表者会議1日目は、愛知県新城市が取り組んでおられる若者会議についての説明があり、市民、とりわけ10代20代の若い方の意見を市政に反映させるためにはどうすればいいのか、その方法をグループワーク形式で学びまし

た。グループワークでは、それぞれの自治体がかかえる課題を出し合い、問題解決にむけて白熱した議論が展開されました。

新城市が取り組む若者会議は、若者が住みたいと思えるようなまちづくりを目指し、16歳から29歳の市民を対象に参加者を呼びかけ、集まった高校生や大学生、一般の方など約20名の若者が主役となって様々な政策立案を行い、一千万円の予算の使い道を考えるもので、実際にすばらしい成果を上げている取り組みもたくさんあるそうです。少子高齢化が進むなか、私たち若者世代に目を向けたこのような斬新な取り組みはとても参考になり、是非西都市でも実現できないか考えてみようと思いました。

ユース代表者会議2日目は名古屋城見学を行いました。日本三名城に数えられ、代々尾張徳川家が居城した名古屋城の雄大さには圧倒されました。（はじめて生で見た、金のしやちほこきれいに写真で撮ったつもりが雨でぼやけていて残念。）初めての名古屋でしたが、名古屋のシンボルも見学できて思い出深いものとなりました。



【グループワークの様子】

## 日向市役所職員組合

三浦雄大

今回のユース部全国代表者会議において、新城市が実施している若者政策の若者議会について事例発表があり、私が驚いた特徴としては、構成委員が非常に若いこと、予算を執行できる機関であることの2点です。

まず、構成員の年齢の若さにとっても驚きました。若者が議論することで若者がまちに戻って来たくするようなまちづくりができるのではと考えました。

事業計画書を見てみると、若者ができること、若者がしなければならぬこと、若者と一緒でできることなど、必ず若者が携われる事業としながらも市民のためになる事業もありとても驚きました。

次に、約一千万円の予算があり、答申した事業計画に基づき予算執行ができることが他の組織と大きく違う点と感じました。

最後に、事例発表及び意見交換を踏まえて、「市民が主体のまち」、「若者が活躍できるまち」とは多くの意見や提案を受け入れることが必要だと感じました。若者もただ提案するのではなく実行があるからこそPDCAサイクルが確立できていると思いました。

## 大村市職員組合

矢野顕久

今回の組合ユース代表者会議において、愛知県新城市の職員に新城市の取組みを講義していただいた。

新城市は条例を定め「若者議会」という名称の機関を設置している。その目的は若者の声を市政に反映させ人口流出を防ぐもの。市内在住、もしくはは市内に通勤通学をする16歳から29歳までの者を委員とし、若い世代の視点や発想を市に提言する。

驚いた点は、実際に一千万円程の予算の使途を決定するということである。市政方針に市民の意見は重要であるが、その提言実行のため実際に予算を計上するとは私には考えられなかった。

「若者議会」には議会をサポートするメンバー職員が配置されている。メンバー職員は自己の業務と業務なので、業務負担は少なくない。

「このような取組みを聞き参考にした」と感じた勢、新しい発想を受け入れることである。これは、従来のやり方に習うだけでなく、より効率化を図ることに繋がると思ったからだ。

また、慣れない土地で他市の組合員と交流できたことは、改めて大村市を考える刺激となった。既存のものに頼るのではなく、新しい大村市づくりに貢献できるよう、今回の経験を活かしていきたいと考える。

## 大村市職員組合

田平賀一

名古屋市内で開催されたユース代表者会議に参加して私は二点のことを学ぶことが出来た。

第一点は愛知県新城市が行っている「若者議会」という若者政策について学んだこと。

若者議会は平成27年4月1日から施行された新城市若者条例第8条に基づく若者総合政策ですが全国的に珍しい若者の意見を実現することを目指すとした政策で若者議会の成立までの歴史、その過程で生じた問題課題の解決していく経過をその当事者である新城市職員より説明を受けて、私はとても興味を持ち大村市で実際に行うかどうか、可能となった場合にどのようなことを行うか、その方法はどのようなか考えるきっかけとなりました。

もう一点は他市のユース代表者とのディスカッションや会議後の交流会にて他市町村の特色や文化、それぞれの所属する職場での意見を聞くことができる機会となり、とても貴重な経験になりました。

今回のユース代表者会議で学んだこと感じたことを今後職務に生かして大村市に貢献して行きたいと思いました。

と硬い文章で書きましたが、他市との交流は仕事やプライベートな話もでき、交流も深まりとても楽しかったです。また機会があれば参加したいです。今回は参加させていただきありがとうございました。

いました。

## うるま市役所労働組合

儀間龍也

私は、第14回自治労連ユース部全国代表者会議に参加させていただき、愛知県新城市の職員の方々、全国のユースの皆様と交流し、様々なことを学ぶことができました。

新城市では人口減少、少子化等の対策として若者への施策を展開しており、その内容は、若者による議会を設置し、その意見を行政に取り入れていくといったものです。そこで驚かされたのが、若者議会に予算を付けて実際の事業に取り組んでいることです。今までと違った角度から、新たなまちに少しずつ生まれ変わっている印象を受けました。

新城市の若者への取り組みは、そこに参加する人々の責任感の向上、人材育成、そして幅広い世代から意見を取り入れることにより、市民がより住みやすいまちづくりに大きく寄与している非常にすばらしい取り組みでした。

今回の研修と新城市の政策に触れたことは、行政経験が短い私にとって、様々な角度からの視野を持った人間になる必要性を知れ、これからの業務に活かしていければと思います。

## ユース代表者会議を終えて

ユース対策部長 田爪 正常

私たち地方公務員には、地域住民のために日々の公務をしつかり遂行することが求められています。その中において私たちは組合員としても活動することで、公務にも活かせる知識や技能を習得できるよう努力しております。公務をしつかり遂行できるからこそ組合活動にも取り組むことができ、公務の中での研修等もありますが、公務外の組合活動における研修等が相乗効果を生み出し、これにより個々の更なるスキルアップが計られると考えております。

私たち自治労連は、友愛と信義の精神で地域住民に理解される組合活動を念頭に置いて活動を展開しております。公務と組合活動を両立させる中で、次世代を担うユース世代を地方公務員としても組合員としても頼もしい人材へと導いていけるよう尽力していきます。

また、私たち自身もユース世代と共に日々の研鑽を怠らず、常に地域住民から頼りにされる存在であり続けたいと思います。

## 【お知らせ】

全国自治団体労働組合連合

第48回定期大会

開催日 5月12日(金)

12時30分 受付開始

開催地「岡山県玉野市」

ダイヤモンド瀬戸内マリントホテル

玉野市洪川2丁目12番1号

電話 0863-81-2111



【参加者による集合写真】